

佐賀県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月二十五日から平成二十三年四月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	三養基郡上峰町大字堤字三本柳三七 八一番一地从 三養基郡上峰町大字堤字塚原二六五 九番地先まで	平成二三・三・二五